

口永良部島へ入島される皆様へ

屋久島町は、平成 28 年 6 月 25 日から災害対策基本法第 63 条に基づき、口永良部島新岳火口から半径 2 km 以内及び向江浜地区、七釜地区の一部地域について、警戒区域を設定しています。

屋久島町長の許可なく立入りすることは禁止され、法に基づき罰則もありますので区域内に絶対に立入らないでください。



【問合せ先】

屋久島町役場総務課 消防交通係

TEL : 0997-43-5900

FAX : 0997-43-5905

口永良部島警戒区域設定図